

災害補償規程兼給付表

■災害補償規程

<p>第1条 (本規程の目的) 本規程は、第4条に定める参加者が、本規程の対象としている行事（以下「本行事」といいます。）に参加中に被った傷病に対する給付内容を定めることにより、傷病を被った参加者の救済を図ることを目的とします。</p> <p>第2条 (給付内容および保険契約) (1) 本規程の給付内容は、別表のとおりとします。 (2) 本行事の主催者（以下「主催者」といいます。）は、本規程に基づく給付の原資を確保するために、引受保険会社をChubb損害保険株式会社とする団体総合補償制度費用保険を締結します。</p> <p>第3条 (給付を行わない場合) 主催者は、参加者または給付を受け取るべき者の故意または重大な過失による傷病、既往症のほか、別に定める原因による傷病に対しては給付を行いません。</p> <p>第4条 (参加者の範囲) 本規程での参加者とは、主催者の作成、保管する名簿に記載され、かつ、本行事に参加する者となります。</p>	<p>第5条 (給付金の支払いによる損害賠償の減免) 主催者が給付金を支払ったときは、主催者は、支払った金額を限度として、参加者に対する損害賠償の責を免れます。</p> <p>第6条 (給付の請求手続き) 参加者またはその給付を受け取るべき者が、本規程に基づく補償の給付を請求するときは、主催者が求める書類を提出しなければなりません。</p> <p>第7条 (運営) 本災害補償規程は、主催者を事務局として運営します。</p> <p>第8条 (発効日) 本規程は、特段の定めがない限り、第2条の保険契約の始期日から効力を有するものとします。ただし、継続契約の場合は第2条の保険契約の初年度の始期日から効力を有するものとします。</p>
---	---

■別表 給付表 (被補償者1名あたりの保険金額)

証券表示区分名

	傷		特 定		疾 病	
			(A)	(B)		
災害死亡補償給付金(*)	200	万円	200	万円		
災害後遺障害補償給付金	1級 - 3級	200	200	200	万円	
	4級 - 6級	140.0	140.0	万円		
	7級 - 9級	70.0	70.0	万円		
	10級 - 12級	20.0	20.0	万円		
	13級 - 14級	8.0	8.0	万円		
障害手当金				20.0	万円	
療養補償給付金	入院日額 (限度日数180日)	2,000	2,000		円	
	手術 (1回のみ)	手術の種類により、入院日額の10倍・20倍・40倍				
	通院日額 (限度日数90日)	1,000	1,000		円	
その他						
往復途上の補償	補償					

特定疾病による後遺障害補償給付金については、以下の通り適用します。

- ・業務上の災害を補償する労働者災害補償保険法等の災害補償制度における等級認定による場合… (A)
- ・(A) 以外の場合で、かつ、厚生年金保険法等の社会保障法令における等級認定による場合… (B)

(*) 後遺障害補償給付金を支払った後に参加者が死亡したときは、既に支払った後遺障害補償給付金の額を控除して、災害死亡補償給付金を支払います。